

公 示

指定自動車整備事業者の行政処分について (エヌティオートサービス株式会社)	・・・ 2
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の日の繰り上げについて	・・・ 3
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止の日の繰り上げについて	・・・ 5
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止の届出について	・・・ 9
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案	・・・ 13

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

エヌティオートサービス株式会社
代表取締役 足立 篤司
東京都大田区昭和島一丁目5番18号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

エヌティオートサービス株式会社 朝霞サービスセンター
埼玉県朝霞市大字上内間木428番地の3
認証番号 第4-2323号
指定番号 関東指第4-675号

3. 処分の内容

- (1) 指定自動車整備事業の指定の取消し
取消年月日 令和5年8月29日
- (2) 自動車検査員の解任命令
解任年月日 令和5年8月29日
教習修了番号 第32781号
第62979号
第50074号
第56461号
第85470号
第50638号

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和5年8月29日

関東運輸局長 勝山 潔

公 示

23C10

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の日の繰り上げに関して、道路運送法第15条の2第5項及び道路運送法施行規則第15条の11に基づく届出があったので公示する。

令和5年8月28日

関東運輸局長 勝山 潔

記

1. 事案の件名及び事案番号

23C10

2. 届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名

ちばフラワーバス 株式会社

3. 対象となる路線

事案番号 23C10-1

千葉県山武市成東1542-1地先

千葉県東金市家之子483-1地先

0.98キロ

事案番号 23C10-2

千葉県東金市家之子483-1地先

千葉県東金市求名37-1地先

1.17キロ

事案番号 23C10-3

千葉県千葉市花見川区武石1丁目地先（武石IC）

千葉県千葉市花見川区幕張町4-534-2番地先
1.58キ口

事案番号 23C10-4
千葉県千葉市花見川区幕張町4-534-2番地先
千葉県千葉市美浜区中瀬町1丁目地先（中瀬交差点）
0.93キ口

事案番号 23C10-5
千葉県千葉市美浜区豊砂1-4番地先
千葉県千葉市美浜区浜田2-43番地先
0.65キ口

事案番号 23C10-6
千葉県千葉市美浜区豊砂1番地先
千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先
0.20キ口

事案番号 23C10-7
千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先
千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先
0.10キ口

事案番号 23C10-8
千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先
千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先
0.07キ口

事案番号 23C10-9
千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先
千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先
0.10キ口

計5.78km

4. 当初届け出していた廃止の日
令和5年11月16日

5. 繰り上げ後の廃止の日
令和5年9月15日

公 示

23C11

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止の日の繰り上げに関して、道路運送法第15条の2第5項及び道路運送法施行規則第15条の11に基づく届出があったので公示する。

令和5年8月28日

関東運輸局長 勝山 潔

記

1. 事案の件名及び事案番号

23C11

2. 届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名

ちばフラワーバス 株式会社

3. 対象となる路線

事案番号 23C11-1

千葉県千葉市中央区4-1番地先

千葉県千葉市中央区本千葉町7-12番地先

0.17キロ

事案番号 23C11-2

千葉県千葉市中央区本千葉町7-12番地先

千葉県千葉市中央区本千葉町16-7番地先

0.06キロ

事案番号 23C11-3

千葉県千葉市中央区本千葉町16-7番地先

千葉県千葉市中央区富士見 2-7-16 番地先
0.30 ㌔口

事案番号 23C11-4
千葉県千葉市中央区富士見 2-7-16 番地先
千葉県千葉市中央区富士見 2-9-5 番地先
0.21 ㌔口

事案番号 23C11-5
千葉県千葉市中央区富士見 2-7-16 番地先
千葉県千葉市中央区登戸 1-19-12 番地先
1.10 ㌔口

事案番号 23C11-6
千葉県千葉市美浜区幸町 1-1-1 番地先
千葉県千葉市美浜区幸町 2 丁目地先
2.22 ㌔口

事案番号 23C11-7
千葉県千葉市美浜区幸町 2 丁目地先
千葉県千葉市美浜区新港 224-1 番地先
2.38 ㌔口

事案番号 23C11-8
千葉県千葉市美浜区新港 224-1 番地先
千葉県千葉市美浜区美浜 1 地先
4.54 ㌔口

事案番号 23C11-9
千葉県千葉市美浜区美浜 1 地先
千葉県千葉市美浜区ひび野 2-3 番地先
0.34 ㌔口

事案番号 23C11-10
千葉県千葉市美浜区美浜 1 地先
千葉県千葉市美浜区ひび野 1-110 番地
1.41 ㌔口

事案番号 23C11-11

千葉県千葉市美浜区ひび野1-110番地
千葉県千葉市美浜区ひび野1-7番地
0.41キ口

事案番号 23C11-12
千葉県千葉市美浜区ひび野1-110番地
千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2地先
0.17キ口

事案番号 23C11-13
千葉県千葉市美浜区ひび野1-7番地
千葉県千葉市美浜区ひび野1-3番地
0.17キ口

事案番号 23C11-14
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1番地先
千葉県千葉市美浜区ひび野2-116番地先
0.49キ口

事案番号 23C11-15
千葉県千葉市美浜区豊砂3-1地先
千葉県千葉市美浜区豊砂7番地先
1.73キ口

事案番号 23C11-16
千葉県千葉市美浜区幸町2丁目地先
千葉県千葉市美浜区ひび野1-3番地先
4.96キ口

事案番号 23C11-17
千葉県千葉市美浜区豊砂1-4地先
千葉県千葉市美浜区豊砂3-1番地先
0.70キ口

事案番号 23C11-18
千葉県千葉市美浜区豊砂7番地先
千葉県千葉市美浜区豊砂8番地先
0.32キ口

事案番号 23C11-19

千葉県千葉市美浜区豊砂7番地先
千葉県千葉市美浜区豊砂1-4地先
0.28キ口

事案番号 23C11-20

千葉県千葉市美浜区豊砂8番地先
千葉県千葉市美浜区豊砂1番地先
0.31キ口

事案番号 23C11-21

千葉県千葉市美浜区豊砂1番地先
千葉県千葉市美浜区豊砂1-4地先
0.27キ口

計22.54km

4. 当初届け出していた休止の期間

令和5年11月16日～令和6年11月15日

5. 繰り上げ後の休止の期間

令和5年9月16日～令和6年9月15日

公 示

23C15号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月31日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	23C15
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	丸建つばさ交通 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 23C15-1 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11番地先 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11番地先 0.17キロ</p> <p>事案番号 23C15-2 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11番地先 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目376-1番地先 0.13キロ</p> <p>事案番号 23C15-3 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目376-1地先 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目384地先 0.1キロ</p> <p>事案番号 23C15-4 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目384番地先 埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目10-24番地先 0.45キロ</p> <p>事案番号 23C15-5 埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目10-24番地先 埼玉県さいたま市中央区上落合4丁目11番地先 0.5キロ</p> <p>事案番号 23C15-6 埼玉県さいたま市中央区上落合4丁目11番地先 埼玉県さいたま市中央区上落合3丁目11番地先 0.2キロ</p> <p>事案番号 23C15-7 埼玉県さいたま市中央区上落合3丁目11番地先 埼玉県さいたま市中央区本町4丁目16番地先</p>

0. 83キ口

事案番号 23C15-8

埼玉県さいたま市中央区本町4丁目16番地先

埼玉県さいたま市中央区本町西6丁目2番地先

0. 6キ口

事案番号 23C15-9

埼玉県さいたま市中央区本町西6丁目2番地先

埼玉県さいたま市大宮区上小町1215番地先

0. 1キ口

事案番号 23C15-10

埼玉県さいたま市大宮区上小町1215番地先

埼玉県さいたま市中央区円阿弥7丁目14番地先

0. 08キ口

事案番号 23C15-11

埼玉県さいたま市中央区円阿弥7丁目14番地先

埼玉県さいたま市中央区円阿弥7丁目14番地先

0. 1キ口

事案番号 23C15-12

埼玉県さいたま市中央区円阿弥7丁目14番地先

埼玉県さいたま市中央区円阿弥7丁目13番地先

0. 06キ口

事案番号 23C15-13

埼玉県さいたま市中央区円阿弥7丁目13番地先

埼玉県さいたま市大宮区上小町1056-2番地先

0. 14キ口

事案番号 23C15-14

埼玉県さいたま市大宮区上小町1056-2番地先

埼玉県さいたま市大宮区上小町903番地先

0. 4キ口

事案番号 23C15-15

埼玉県さいたま市大宮区上小町903番地先

	埼玉県さいたま市大宮区上小町447-4番地先 0.27キロ
休止の予定日	令和6年1月31日～令和7年1月30日
休止を必要とする理由	運転者退職により募集をしているが応募がなく、運行を維持できないため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和5年8月31日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 23B19

1. 事業者の氏名及び住所
石垣 定初
東京都墨田区
2. 予定される処分内容
道路運送法第86条に基づく、一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の
期限更新を認めない処分
3. 聴聞の期日
令和5年9月19日(火)午後1時30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車交通部旅客第二課
電話045(211)7246

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和5年8月31日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 23B20

1. 事業者の氏名及び住所

佐藤 誠

東京都江東区

2. 予定される処分内容

道路運送法第86条に基づく、一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の期限更新を認めない処分

3. 聴聞の期日

令和5年9月19日(火)午後3時00分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車交通部旅客第二課

電話045(211)7246